

«基本方針1»
 子どもや若者の権利を尊重し、自分らしく成長するために必要な支援を行います

（事業担当課：子ども・若者政策課、こども家庭センター、児童青少年課、教育指導課、教育センター）

施策		施策の方向性									
施策1ー(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進		■子ども・若者の権利を保障し、全ての子ども・若者が自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長できる環境を整備するために、様々な方法で子ども・若者の権利についての普及啓発を行うとともに、権利への理解促進を図ります。 ■意見表明や参画は、あらゆる場面で保障される必要があることから、なかなか声を上げることのできない様々な状況にある子ども・若者も含めて声を聴いていくとともに、様々な方法で意見表明を推進し、積極的な地域活動等への参画を支援します。									
施策1ー(2) 子ども・若者の居場所の充実		■自宅以外でも安心できる場所や活躍できる場所を持ってもらえるよう、子ども・若者の居場所の充実を図ります。特に、地域などとのつながりが希薄化しつつあることから、居場所づくりに取り組んでいきます。様々な世代と交流する機会をつくり、子ども・若者が安心できる場や学びの機会を創出し、自己肯定感や自己有用感を高めることを後押しします。 ■どのような居場所が子ども・若者に必要なのかを検討し、子ども・若者の意見を聴きながら居場所づくりを推進します。									
施策1ー(3) 子ども・若者の権利侵害の防止		■児童虐待やいじめなどのあらゆる権利侵害に対して、未然の防止や被害者を守るための取組を推進するとともに、子ども・若者の権利侵害が起きた際に、迅速に対処するための体制づくりを推進します。 ■子ども・若者やその家族が権利侵害を受けた際に、安心して相談ができ、状況に応じて必要な支援を受けることができるよう、権利救済の仕組みについての検討を含め、引き続き体制の整備と周知を進めます。 ■学校などとの連携により、権利侵害を受けている子ども・若者がいないかどうか、定期的に実態の把握を行い、該当者に対しては、本人だけでなく家族も含め、状況に応じた支援を行います。									
施策1ー(4) 子ども・若者の育ち支援		■子ども・若者が、自身の年齢に応じた遊びや体験活動に参加することで、主体性や想像力を育み、健やかに成長することができるよう、引き続き地域や関係機関と連携を図りながら、多様な体験の機会を提供します。 ■既存の施設が子ども・若者にとってより魅力のある場所となるよう、地域的な特性や来所する年齢層を見据え、状況に応じた施設の役割を果たすことで、子ども・若者にとって有意義な活動を実施するとともに内容の充実を図ります。									
個別施策	事業名	事業の概要内容	目標の達成状況			担当課	令和7年度の取組内容	こども・若者の意見聴取の有無	こども・若者の意見聴取の手法や事業等への反映の状況	現状における課題・今後の取組予定	
			目標の指標		R7 (実績値)						R11 (目標値)
施策1-(1)-①	子ども・若者の権利に関する普及啓発	子ども・若者は権利の主体であり、様々な権利が保障されています。副読本やリーフレット、パネルなど様々なツールを活用しながら子若条例の普及啓発を行い、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他社と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目指します。	子若条例を「知っている」と回答した市民の割合	指標 (%)	25.3	25	子ども・若者政策課	令和6年度に作成した「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」に関するリーフレット(小学1～3年生向け、小学4～6年生向け、中学生向け)を市内全小・中学校に配布し、リーフレット等を活用して和田中学校、金澤クラブ副読本、永山地区地域福祉推進委員会で、「子どもの権利」と「相談窓口」についての講座を行い、普及啓発に取り組みました。たま広報2月20日号では、「大人のための「こどもまんが」入門」として、市民に対し、子どもの意見表明を大人はどのように受け取ったらよいのかを分かりやすく漫画形式で紹介しました。	無	引き続き、副読本やリーフレット、パネル等を活用し、子どもたちに子若条例及び子どもの権利についての周知啓発を行うとともに、大人がどのように子どもたちの権利を尊重したらよいのか、周知啓発を行います。	
				推進状況(目標値比)	101%						
施策1-(1)-②	子ども・若者の意見表明・参画の促進	子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」の内容を充実させ、子ども・若者が意見表明できるイベント情報などを発信することで、意見表明を推進します。 また、子どもたちのESD(持続可能な開発のための教育)の実践発表の場として「子ども未来会議」の引き続き開催し、子どもからの意見や提言を市が受け止め、対応の方向性について子どもにフィードバックしていきます。	子ども・若者向けサイトへのアクセス数	指標 (回)	1276	増加	子ども・若者政策課	たま広報の発行に合わせ、子ども・若者向けサイト「子ども・若者の主張」で、子ども・若者が意見表明できるイベント情報などを発信しました。また、「子ども・若者川柳」を募集し、55件の応募がありました。川柳は6月15日に開催した「たまこどもフェス2025」ですべてを展示し、来場者に投票いただき入選作品を決定しました。	無	積極的に子ども・若者の意見を市政に取り入れていくきっかけとするため、庁内用の手引き等を整備していきます。また、子ども・若者の意見表明・参画の機会が増えるよう、川柳の募集期間を拡大します。さらに、より多くの子ども・若者の意見表明・参画を推進するための仕組みを検討し、令和9年度からの実施を目指します。	
				推進状況(前年度比)	—		教育指導課				
施策1-(2)-①	児童館における子育て支援事業	子どもが自分の意思で気軽に行ける居場所、自由に遊びを体験できる場所、様々な年齢の子どもが交流できる場所という児童館の特色を活かしながら、「多摩市の未来を育む館」として魅力の児童館を運営していきます。	児童一人あたりの年間平均児童館利用回数	指標 (回)	8.4	10	児童青少年課	毎月発行し、市立小中学校等に配布している各館の「おたより」を中心とした広報により、児童館の存在や事業を周知し、利用を促進した。特にアゴ児童館、永山児童館、唐木田児童館は、中高生重点対応館として、午後6時以降の中高生専用時間帯の設定などにより、引き続き中高生の利用しやすい環境づくりを図った。 たまこどもフェスティバルにおいても、児童館の遊び体験の場を提供し、児童館のPRを図った。また、令和7年度からキャンプ事業を再開し、子どもの自由意思のもとづく野外活動を体験できることを通じて、児童館の事業の魅力を伝えた。	有	各館の状況に応じながら、子ども会議の開催、アンケートの収集、日常の対話等により意見を聴取し、館運営や事業内容の参考にしている。	
				推進状況(目標値比)	84%						
施策1-(3)-①	児童虐待に関する予防・相談	「子どもと家庭に関する総合相談」において、相談者や年代に応じて各関係所管課や関係機関と連携しながら支援していきます。また、児童虐待の未然防止のためにも、妊娠からの切れ目のない相談支援を行うとともに、講演会などを開催し、児童虐待や子どもの権利に関する理解を深める機会を設けていきます。	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトにようない子育てをしている親の割合	指標 (%)	87.6	70	こども家庭センター	※R5年度の実績値については、子ども・子育てに関する計画策定にかかるとニーズ調査(未就学児用無作為抽出)になっている。R7年度の実績値については、ニーズ調査は実施していないため、乳幼児健康診査での問診票からの実績値となっている。	無	虐待件数が高止まりしている状況もあり、今後も虐待の未然防止を強化していく。	
				推進状況(目標値比)	125%						
施策1-(3)-②	社会的擁護を必要とする子どもへの支援	社会的擁護には、家庭的(里親)の擁護があり、保護者のもとで暮らせない子どもを家庭に迎え入れ、一緒に生活する里親制度があります。里親委託の判断は、子どもの背景を踏まえながら、児童相談所が行います。里親説明会などにおいて、里親委託を受けた場合の地域や関係機関によるサポート体制などを伝えながら、里親家庭を増やす取組を児童相談所と共に推進していきます。	養育家庭(里親)体験発表会などの事業周知回数	指標 (回)	6	6	こども家庭センター	多摩市立中央図書館にて、児童相談所の機能と役割、里親制度の説明、養育家庭による体験発表、個別相談、養育家庭体験発表会及びグッズやリーフレットの配布を行った。また、たまこどもフェスにて着ぐるみグリーティングのほか、塗り絵風船の工作のブースを設け、参加者に里親制度のPRを実施した。さらに、ベルブ永山ホワイエ、グリナード永山3階エスカレーター前、市役所本庁舎ロビー、開戸公民館、こども家庭センターにおいて児童虐待防止推進月間啓発パネル展示と併せて養育家庭制度リーフレット及びポスターを展示した。健康センター・発達支援室、図書館、コミュニティセンター、福祉館、社会福祉協議会などでは、ポスターの掲示やリーフレット類の配架を行った。	無	今後も里親説明会などにおいて、里親委託を受けた場合の地域や関係機関によるサポート体制などを伝えながら、里親家庭を増やす取組を児童相談所と共に推進していく。	
				推進状況(目標値比)	100%						
施策1-(3)-③	ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーと思われる子ども・若者を早期に把握し、相談・支援につなげる取組を推進します。また、ヤングケアラーは家庭内のプライベートな問題で、支援が必要な状況にあっても表面化しにくいことから、学校や地域などでの気づきによる早期発見が重要です。福祉・教育・保健医療などの関係機関が連携して適切な支援に繋げる必要があるため、ヤングケアラーへの支援と連携の重要性について、引き続き普及啓発に取り組んでいます。	実態把握の取組回数	指標 (回/年)	1	1	子ども・若者政策課	4月25日に令和7年度第1回多摩市ヤングケアラーに関する相談支援体制検討会を実施しました。庁内の関係部署10課の課長及び担当係長が出席し、ヤングケアラー支援に係る情報共有を行った他、支援体制について意見交換を行いました。	無	18歳以上のヤングケアラーの相談先について整理し、公式ホームページ等で周知する。	
							こども家庭センター	年1回市内小学校5年生、中学校1年生に対して、通常学校で行っているアンケートに「ヤングケアラーに関する項目」を追加して実施。また、市教委の生活指導主任会や学童クラブ職員に向けての普及啓発の説明会を実施した。 こども・若者を対象とした話し合いをする会(元ヤングケアラーの体験談)を開催した。また、ヤングケアラー・コーディネーターを設置し家庭の状況に応じ、適切な支援に繋げられるよう、関係機関と連携して相談、支援を実施した。			
							教育指導課	学校や地域などでの気づきによる早期発見が重要なヤングケアラーへの支援と連携のために、令和7年度は生活指導主任会や校長会をとおして、ヤングケアラーを発見した場合の対応の流れについて周知するなどの取り組みをしました。			
				推進状況(目標値比)	100%		教育センター	子ども家庭支援ネットワーク連絡会における教育・福祉進行管理チーム会議に出席し、ヤングケアラーをはじめとした支援が必要な児童・家庭について、教育と福祉の切れ目ない支援が可能となる体制を整えた。			
										引き続き、副読本やリーフレット、パネル等を活用し、子どもたちに子若条例及び子どもの権利についての周知啓発を行うとともに、大人がどのように子どもたちの権利を尊重したらよいのか、周知啓発を行います。	
										積極的に子ども・若者の意見を市政に取り入れていくきっかけとするため、庁内用の手引き等を整備していきます。また、子ども・若者の意見表明・参画の機会が増えるよう、川柳の募集期間を拡大します。さらに、より多くの子ども・若者の意見表明・参画を推進するための仕組みを検討し、令和9年度からの実施を目指します。	
										多摩市子どもみらい会議では、ESDIに取り組む小・中学生の代表が市職員と共に未来の多摩市への提言やメッセージをまとめ、市政へ発信しています。 市の事業等への反映については、子どもたちからの提言を共有し、担当部署での検討を経て、市として回答していきます。各校での取組や次年度の対応につなげるという事業サイクルを回すことで、子ども・若者の意見を大切にす市の姿勢と社会への参画を継続的に保障しています。	子どもたちがより良く会議に参加できるように会の運営方法(時間設定や事前学習)について検討をする。また、令和8年度で推進校が2巡するため、令和9年度以降の子どもみらい会議へ参加する学校の選出方法などについても検討を進めます。
										各館の状況に応じながら、子ども会議の開催、アンケートの収集、日常の対話等により意見を聴取し、館運営や事業内容の参考にしている。	「児童館の今後のあり方基本方針」で目指している児童館運営を実現していくに当たり、職員のスキル継承が引き続き課題となっている。また、令和7年度から再開したキャンプ事業など、新たな児童館運営も意識した事業企画も行っていく。
										虐待件数が高止まりしている状況もあり、今後も虐待の未然防止を強化していく。	
										※R5年度の実績値については、子ども・子育てに関する計画策定にかかるとニーズ調査(未就学児用無作為抽出)になっている。R7年度の実績値については、ニーズ調査は実施していないため、乳幼児健康診査での問診票からの実績値となっている。	
										多摩市立中央図書館にて、児童相談所の機能と役割、里親制度の説明、養育家庭による体験発表、個別相談、養育家庭体験発表会及びグッズやリーフレットの配布を行った。また、たまこどもフェスにて着ぐるみグリーティングのほか、塗り絵風船の工作のブースを設け、参加者に里親制度のPRを実施した。さらに、ベルブ永山ホワイエ、グリナード永山3階エスカレーター前、市役所本庁舎ロビー、開戸公民館、こども家庭センターにおいて児童虐待防止推進月間啓発パネル展示と併せて養育家庭制度リーフレット及びポスターを展示した。健康センター・発達支援室、図書館、コミュニティセンター、福祉館、社会福祉協議会などでは、ポスターの掲示やリーフレット類の配架を行った。	
										4月25日に令和7年度第1回多摩市ヤングケアラーに関する相談支援体制検討会を実施しました。庁内の関係部署10課の課長及び担当係長が出席し、ヤングケアラー支援に係る情報共有を行った他、支援体制について意見交換を行いました。	
										年1回市内小学校5年生、中学校1年生に対して、通常学校で行っているアンケートに「ヤングケアラーに関する項目」を追加して実施。また、市教委の生活指導主任会や学童クラブ職員に向けての普及啓発の説明会を実施した。 こども・若者を対象とした話し合いをする会(元ヤングケアラーの体験談)を開催した。また、ヤングケアラー・コーディネーターを設置し家庭の状況に応じ、適切な支援に繋げられるよう、関係機関と連携して相談、支援を実施した。	元ヤングケアラーからの当時から話を振り返った体験談を聞く機会を設定し、体験談を聞いた上で、自分のことや気持ちを話す機会を作り、意見を聴取した。
										学校でヤングケアラーと思われる事象を発見した場合に、教員がどこに連絡をするのか、児童・生徒自身がヤングケアラーを自覚した場合にどこにSOSをだすかといったの、について周知していきます。	児童・生徒にヤングケアラーという概念について周知し、的確なSOSの出し方を指導することを通じてヤングケアラーの未然防止と早期発見に努めます。
										引き続き、教育・福祉進行管理チーム会議を通じて、ヤングケアラーをはじめとした支援が必要な児童・家庭について、教育と福祉の垣根を超え、関係課との緊密な連携を図っていく。	

「基本方針2」 子ども・若者の状況に応じた支援の充実を図ります

(事業担当課: 子ども・若者政策課、福祉総務課、障害福祉課、発達支援室、学校支援課)

施策		施策の方向性									
施策2ー(1) 貧困対策の推進		■生活基盤の安定を図るため、学習支援や食事への支援など、日常生活への支援を総合的に推進し、子ども・若者の健全な育ちや社会的な自立を後押しします。 ■ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、それぞれの家庭が抱える課題や状況に応じた支援を継続的に行います。									
施策2ー(2) 障がい児(者)・医療的ケア児(者)等の支援		■障がいのある子どもや若者、その家庭が抱える課題を早期に把握し適切な支援へとつなげるため、情報提供や支援制度の案内をわかりやすく行うとともに、相談体制の充実を図ります。 ■保健・福祉・教育などの関係機関の連携を図り、障がいのある子ども・若者が、地域で暮らしながら専門的な支援を受けられる体制を継続し、障害特性に応じた療育などを実施します。									
施策2ー(3) 様々な状況や困難を抱える子ども・若者への支援		■犯罪や非行などのリスクや命の大切さを啓発し、子ども・若者への周知を図ることで、犯罪・非行等の発生を未然に防ぎます。 ■子ども・若者のライフスタイルや生活の場に応じた支援を行うとともに、自殺の危機的要因を抱える人々に向けた支援を実施し、着実に自殺対策を進めます。 ■様々な背景で生活や暮らしに課題を抱える子ども・若者やその家族に対して、相談支援や支援に関する情報提供などを行い、課題の解決や生活の安定を図ります。									
個別施策	事業名	事業の概要内容	目標の達成状況			担当課	令和7年度の取組内容	こども・若者の意見聴取の有無	こども・若者の意見聴取の手法や事業等への反映の状況	現状における課題・今後の取組予定	
			目標の指標	R7 (実績値)	R11 (目標値)						
施策2-(1)-①	就学援助制度	家庭の経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を補助することで就学にかかる経済的な負担の軽減を図ります。	就学援助認定者への支給率	指標 (%) 100	100	学校支援課	家庭の経済的理由により就学させることが困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校行事費などの学費に必要な費用の一部を補助することで、就学にかかる経済的な負担の軽減を図りました。	無		引き続き市民に広く周知し、援助を必要とする家庭に援助ができるように取り組んでいます。	
			推進状況(目標値比)	100%							
施策2-(1)-②	ひとり親家庭の子どもに関する相談支援	ひとり親家庭が抱える子どもに関する相談に対し、関係機関と連携するなどのソーシャルワークを行い、課題解決を図ります。	ひとり親家庭の子どもに関する相談対応件数	指標 (件) 339	事業の内容から目標を設定することがないため、設定を行わない。	子ども・若者政策課	専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークにより、母子・父子等の自立支援を促した。	無		ひとり親となった方、その可能性がある方への相談事業や相談窓口の周知が必要である。 引き続き、ひとり親となった方、その可能性がある方に対し、相談しやすい体制を構築していく。	
			推進状況(前年度比)	—							
施策2-(2)-①	障がい児等への福祉サービス	障害の状態に応じた支援の提供につき、必要な支給決定・給付を行います。また、子どもの療育機会を拡大したいという保護者のニーズに即したサービス提供体制を整備します。	児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者数	指標 (人) 668	730	障害福祉課 発達支援室	保護者から児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用の相談を障害福祉課相談支援担当および発達支援室のケースワーカー等が聞き取り、支給決定のためのプロセスを丁寧に説明し、滞りなく支給決定を行った。	有	児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定前に、対象となる幼児、児童と面接を行い意見聴取を行った。サービスの利用日数等について、調整を行っている。	引き続き障がい児等への福祉サービスを希望する相談に対応していく。	
			推進状況(目標値比)	92%							
施策2-(2)-②	医療的ケア児(者)への支援	医療的ケア児(者)が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関との連携を図るための医療的ケア児(者)連携推進協議会との連携を図るため、必要施策を実施していきます。	医療的ケア児(者)連携推進協議会の開催回数	指標 (回) 3	4	障害福祉課	医療的ケア児(者)が孤立せず必要な情報を得られるため、関係各課の協力を得て全数調査を行い、医療的ケア児(者)の把握を行った。医療的ケア児(者)連携推進協議会では、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための必要なサービスである重症心身障がい児(者)在宅レスパイト事業の更なる活用を目指すための協議を行ったほか、医療的ケア児の就学前の支援状況について子ども・若者政策課、児童青少年課からの報告を受け共有、医療的ケア児等コーディネーター配置についての協議を行った。市民啓発として、医療的ケア児(者)が地域で暮らしていることを周知するため、多摩市みんなの美術作品展にパネル展示を行った。災害対策としては、在宅人工呼吸器使用者を対象とした災害時個別支援計画、在宅人工呼吸器使用者以外の医療的ケア児(者)を対象とした災害対策支援シートの作成を進めた。	無		医療的ケア児(者)は、孤立しがちでライフステージの節目において切れ目のない支援が難しい現状があった。令和8年4月から多摩市医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児(者)が安心して暮らせるよう保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関との連携を強化する。引き続き、医療的ケア児(者)の市民啓発を行っている。	
			推進状況(目標値比)	75%							
施策2-(3)-①	社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。7月の協賛月間を中心に、日野・多摩・稲城地区保護司会をはじめ、更生支援活動に寄与する地域団体による街頭啓発活動を実施します。	「社会を明るくする運動」の参加人数	指標 (人) 1500	1,450	福祉総務課	犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。7月の協賛月間を中心に、日野・多摩・稲城地区保護司会をはじめ、更生支援活動に寄与する地域団体による街頭啓発活動を実施予定でしたが、近年の猛暑の影響を鑑み、室内での講演会に変更し、現役保護司による出前授業をはじめ、東京保護観察所立川支部支部長や多摩中央署の方を講師に迎え、再犯防止の取組・社会を明るくする運動について講演会を実施しました。	有	作文コンテストに応募された学生の内、保護司会や更生保護女性会、他「社会を明るくする運動」東京都推進委員会による表彰を受けた学生に対して、作文コンテストを終った感想等を聴取する。	引き続き猛暑の影響を考えながら、開催方法については日野・多摩・稲城地区保護司会多摩分区分の方々と要協議を行っていく。また、更生保護を支える人々のなりて不足が課題となっているため、今後も保護司の方々と協力し候補者を検討していく。	
			推進状況(目標値比)	103%							
施策2-(3)-②	自殺防止に関する普及啓発	毎年3月と9月に実施する東京都自殺対策強化月間でのたま広報やSNSを活用した広報活動の他、自殺対策講演会やYouTubeを利用したショートムービー賛成動画の配信など自殺防止の普及啓発に取り組めます。	自殺者数の減少:自殺死亡率(推定値)	指標 (%) 14.86	12.3	健康推進課	自殺対策強化月間前の令和7年8月20日号と令和8年2月20日号のたま広報にて、身の回りの人の変化に気付いて声掛けをするショートムービーの情報を掲載した他、強化月間に合わせて多摩市公式SNSにてショートムービー賛成動画の動画(YouTube)やメッセージのチャットシステムであるこころの体温計等を周知した。また、自殺対策講演会では多摩大学連携事業の成果発表も兼ね、若年層の生きづらさについて考える議論及びバネルティスカンションを実施し、来場者にSNSの普及などを背景とした若年層を取り巻く環境の変化を考える機会を提供した。	有	多摩大学連携事業において、多摩大学経営情報学部新井ゼミの学生が、多摩市が収集した中学一年生向け自殺予防親子アンケート結果をデータサイエンスの手法を活用して分析し、分析結果を基に若年層の自殺対策直話を検討した。検討結果は、市民に提供した他、教育委員会にも共有して意見を伺い、また自殺対策講演会の中で、一般市民の来場者にも発表をした。施策の内容には、教育委員会が既に行っている事業と親和性の高い類似した内容もあり、教育委員会とも意見交換を行った。	自殺対策強化月間前のたま広報にて、自殺対策にかかる情報提供を行うとともに多摩市公式SNSにメンタルヘルスのチェックシステムであるこころの体温計、チャット相談窓口「あなたの居場所」等を周知する。中学1年生向けの小冊子、教員向けの手引書の配信と保護者への啓発チラシの配布を継続する。	
			推進状況(目標値比)	83%							

«基本方針3»
 子ども・若者が健やかに成長するための切れ目ない支援を行います

（事業担当課：子ども・若者政策課、こども家庭センター、児童青少年課、しごと・くらしサポートステーション(生活福祉課)、教育センター）

施策			施策の方向性							
施策3ー(1) 誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援			■母子保健と児童福祉を一体化した「こども家庭センター」を設置し、支援の体制を整えることで、安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援を推進します。 ■「こども誰でも通園制度(仮称)」は令和8(2026)年度以降、全自治体で実施していく予定であることから、試行的事業を通じて課題を整理し、円滑な実施を図るとともに、乳児期の子どもが安心して利用できるよう、実施施設を充実させていきます。 ■引き続き、子ども一人ひとりの発達や成長に応じて、教育や食育、体験学習などを幼稚園や保育施設において提供するとともに、世帯の状況に合った保育サービスを実施します。また、安定した保育体制を築くための人材確保や施設への指導などを実施します。							
施策3ー(2) 学童期から思春期までの切れ目ない支援			■学童クラブに申請した結果、入所保留となった児童に対する放課後の居場所の確保に努めるとともに、待機児童の解消に向けた対策を検討し、推進します。 ■放課後の居場所について、より児童が利用しやすい形で充実を図り、安心して過ごすことができる場を提供します。放課後子ども教室は、試行実施の結果を踏まえ、より子どものニーズに合った実施方法を検討し、運営に反映します。 ■いじめや不登校、課題を抱える児童・生徒に対し、学校や関係機関が連携し、きめ細かな相談・支援に取り組みます。また、状況に応じた支援を行い、ニーズに応じた教育機会の確保を図ります。							
施策3ー(3) 若者への切れ目ない支援			■困難や課題を抱える若者の背景や現在の状況を聴く中で、意欲を引き出し、本人の自己選択、自己決定を基本としながら、社会とつながりを持つことができるよう支援します。 ■市で実施している子ども・若者・子育てに関する施策の周知・PRを強化し、子どもの人口減少の緩和や人口増加を図ります。また、対策として効果的な施策の検討を進めます。 ■就労を目指す若者に対して、継続的な就労支援を行うことで、自立を支えます。							
個別施策	事業名	事業の概要内容	目標の達成状況			担当課	令和7年度の取組内容	こども・若者の意見聴取の有無	こども・若者の意見聴取の手法や事業等への反映の状況	現状における課題・今後の取組予定
			目標の指標		R7 (実績値)					
施策3-(1)-①	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問します。出生通知の提出者には、保健師、助産師が行う新生児訪問と同時に実施し、子育て支援に関する情報提供、育児や家族の健康、様々な生活の相談などを行います。また、育児不安の軽減を図るとともに、課題を抱える方には地区担当保健師が継続的に支援を行います。	乳児家庭全戸訪問対象者把握率	指標(%)	100	100	こども家庭センター	無		引き続き、生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師、助産師、看護師等が訪問し、母子、家族の健康状態の確認と支援を行うとともに、出生通知提出後のできるだけ早い時期に訪問実施できるよう体制構築に努めていく。
				推進状況(目標値比)	100%					
施策3-(1)-②	多摩市こども誰でも通園事業	市内在住の生後6か月～満3歳未満の乳幼児について、認可保育所や幼稚園等で保育要件に関わらず一時的な預かりを行う事で、全ての子どもの育ちを応援し、在宅保育家庭のリフレッシュや育児困難家庭の支援を行います。	実施施設数	指標(園)	13	18	子ども・若者政策課	無		子どもの健やかな成長や子育て中の保護者のリフレッシュ等を目的とした保護者のニーズが高いことが確認された一方で、0歳児の受入枠の確保や保育人材の確保が課題となっている。 また、余裕活用型については、年度途中の入所等により通常保育の利用が増加した場合、こども誰でも通園事業としての利用率が減少し、利用希望に十分対応できない場合がある。 引き続き、保護者のニーズや国・東京都の動向を踏まえ、広域利用への対応等について、実施施設や近隣自治体と連携しながら充実した受入れ態勢を整えていく。
				推進状況(前年度比)	72%					
施策3-(1)-③	保育人材の定着・確保事業	特定教育・保育施設などへ職員の賃金改善を目的とした給付や、施設が若手職員の宿舎を借り上げる費用の一部を補助することにより、保育士などの人材確保・離職防止を図ります。	保育従事職員宿舎借り上げ支援事業実施施設数	指標(施設)	9	5	子ども・若者政策課	無		多摩市内の対象施設すべてで事業を実施しているわけではないため、職員の安定的な確保のため、必要のある園には実施を検討できるよう制度の説明・周知を引き続き行っていく。その一方で、対象施設としていない事業者からの活用希望については意見を汲み取りつつ、その他の事業との整合性を図りながら実施可否を判断していく。 また、国の補助単価が改正され減額となったものの、東京都が横出し補助を継続する限り、同様の要件で引き続き事業を継続する。
				推進状況(目標値比)	180%					
施策3-(2)-①	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が仕事や病気入院などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。また、施設によって待機児童の発生状況が異なっていることから、地域の実情を踏まえた待機児童対策を推進します。	待機児童数	指標(人)	115	49	児童青少年課	無		今後も放課後の児童の安全な居場所を確保することで、児童の健全育成及び子育て家庭に対する仕事と子育ての両立支援を図る。
				推進状況(目標値比)	43%					
施策3-(2)-②	放課後子ども教室	放課後に小学校施設を活用して、地域の方々に見守られながら、子どもたちが安全・安心に遊ぶことができる居場所を提供します。また、令和5(2023)年10月からの試行実施の結果を踏まえ、より子どものニーズに合った実施方法を検討し、運営に反映していきます。	延参加者数	指標(人)	35,966	75,276	児童青少年課	無		ボランティア実施校においては、ボランティアの高齢化や、担い手不足が課題となっている。法人委託による週5日実施校を拡大していき、放課後の居場所を確保していく。
				推進状況(目標値比)	48%					
施策3-(2)-③	スクールソーシャルワーカーの活用	不登校、学校でのトラブル、家庭環境の課題など、児童・生徒が抱えるさまざまな課題の解決に向けた支援を行います。	スクールソーシャルワーカー相談対応件数(連携含)	指標(件)	1901	3,500	教育センター	有	事業の性質上、常に児童・生徒と直接の対話を通じて寄り添った支援を行っており、日常的に対応に反映している。	各スクールソーシャルワーカーの経験値からのみの実践ではなく、市としての対応を標準化・標準化するガイドライン等の基準を策定していく必要がある。スクールソーシャルワーカーの校内委員会等の参加については、引き続き全校で継続し、学校と福祉の連携を強化する。
				推進状況(目標値比)	54%					
施策3-(3)-①	生活困窮者等支援事業	生活困窮者自立支援法などにに基づき、住まいや仕事、家計のこと、ひきこもりなど生活面で困り事や不安を抱えている方に対して相談支援を行い、関係機関等と連携しながら自立の促進を図ります。 (就労率の推移 R2:52%、R3:68%、R4:78%)	就労率 (就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労により収入が増加した者の割合)	指標(%)	81	75	生活福祉課	無		引き続き、生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方、最低限度の生活を維持することができない恐れのある方に対し、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援、就労準備支援、就労支援、住居、ひきこもりに関する相談に対し、しごと・くらしサポートステーションの相談支援員が対応し、世帯の課題解決に向けた支援を行った。また、各関係機関と連携を図り、必要に応じて適切に相談者をつなぐことができた。
				推進状況(目標値比)	108%					
施策3-(3)-②	子ども・子育て支援施策の積極的周知・PR	市で実施している妊娠期から若者までを対象とした施策や取組を周知し、対象者の利用を促すことで、市内の子育て世帯を支援するとともに、多摩市の子育て環境に対する肯定的なイメージを醸成します。また、市外在住者へ多摩市の子育て環境の良さをPRすることで、積極的に多摩市への子育て世帯の転入を促します。	世論調査における「子育てがしやすいまちだと思うか」の設問に対して「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合(10～30代)	指標(%)	60.2	60	子ども・若者政策課	無		市内外の方に積極的にPRするため、「たまこどもフェス」の駅貼り広告の実施、SNSでの動画発信などを民間業者等と協力して実施する。 また、多摩市の子ども・若者施策や子育て環境の魅力をシティセールスの視点からも発信し、住環境が優れていることを継続的に発信していく。 また、令和9年度で財源となっている補助金の助成が無くなるため、新たな財源の確保に向けた調整及び実施形態等について検討を行う。
				推進状況(目標値比)	100%					

(事業担当課:子ども・若者政策課、こども家庭センター、児童青少年課、公園緑地課)

施策		施策の方向性									
施策4ー(1) 子育てや教育に係る負担軽減		■引き続き、家事・育児に関する支援を継続することで、負担軽減を図るとともに、悩みや不安を聴き取ることで、子育てを安心して行えるよう支援します。 ■国や東京都の動向を注視しながら、子どもの年齢に応じた経済的な負担軽減を図ります。									
施策4ー(2) 親支援の充実		■子どもの年齢や内容に応じて訪問型の相談を行うなど相談体制を充実し、抱える悩みや不安の早期解消を図り、子育て中の親への支援を推進します。 ■必要とする時に必要な支援が届くよう各種制度や支援施策について、概要をわかりやすく周知するとともに、引き続きオンライン媒体を使ったプッシュ型の通知を行い、利用の促進につなげます。									
施策4ー(3) ひとり親家庭への支援		■ひとり親家庭のそれぞれの状況に応じて、きめ細やかな相談対応と支援を両立して推進するとともに、各種支援制度の周知の強化を図り、課題を抱えている家庭に必要な支援を行います。 ■迅速に必要なとする支援につなげられるよう、関係機関や民間団体などと引き続き連携して対応するとともに、相談体制の充実を図ります。									
施策4ー(4) 安全・安心なまちづくりの推進		■安心して日々を過ごすことができるよう、防災・防犯対策や交通安全対策など、地域と連携した取組を推進し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を進めます。 ■子ども・若者や子育て世帯にとって魅力的な公園の整備や子ども・子育て家庭などに配慮した施設の普及促進、まちのにぎわい創出に向けた取組を推進することで、長期的に住み続けたい環境を整えます。 ■地域において、子ども・若者の成長を支えることができるよう、地域協力の推進を図ります。									
個別施策	事業名	事業の概要内容	目標の達成状況			担当課	令和7年度の取組内容	子ども・若者の意見聴取の有無	子ども・若者の意見聴取の手法や事業等への反映の状況	現状における課題・今後の取組予定	
			目標の指標	R7 (実績値)	R11 (目標値)						
施策4-(1)-①	子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児の保護者が気軽に立ち寄れる地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談などの事業を実施します。基本的な事業としては、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て・子育て支援に関する講習などを行います。また、児童館や保育施設などを含め、子育て支援を担う地域の施設と連携しながら、事業展開できるよう検討を進めます。	実施箇所数	指標 (施設)	10	10	子育て世帯の身近な相談場所として常設している。製作や手遊び、読み聞かせや子育てでの相談を受け付けた。週1回「宮兒童館と健康センターで出張広場を行っている。近隣の子ども施設と情報交換を行って、子育て支援を行った。	無		平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、多摩保育園と児童館7館、子ども家庭支援センター(たまこ)、パルテノン多摩などもひろばOLIVEと市内10か所で運営してきたが、多摩保育園は通常保育ニーズの高まりによりひろば利用者が激減したこと、中高生対応のノーゴ・永山児童館は施設の狭隘化や老朽化により放課後の居場所が制限されるなど課題が生じてきた。こうした課題をふまえて子育てひろば(地域子育て支援拠点)の見直し再編の展望を明らかにし、今後、多摩保育園の拠点機能を同じ地域の幼稚園または認可保育所へ移行する。さらに、ノーゴ児童館・永山児童館についても、追って地域の幼稚園または認可保育所へ移行する予定である。また、拠点機能の移行に伴い、これまで拠点施設の職員が出走してきた出張ひろば事業について、事業の継続または見直し廃止に向けた検討を進める。	
							子ども家庭センターでは「たまこ子育てひろば」と「パルテノン多摩子どもひろばOLIVE」の2か所でひろば事業を実施し、令和6年度から法人に委託して運営してきた。子育て世帯の親子が気軽に立ち寄ってゆったりと過ごせる常設のひろばを設け、法人による特色のある企画運営を実施し、地域の身近な施設として運営を行った。なお、「たまこ子育てひろば」は週6(月～土曜日)、「パルテノン多摩子どもひろばOLIVE」は週7日(月～日曜日)開館し、より多くの子育て親子を受け入れた。	無			
							身近な場所にある日常的な居場所として乳幼児の保護者に利用してもらえよう常設の子育てひろばを設置し、拠点施設が近隣のない地域3か所で週1回出張ひろばも実施している。また、全拠点で年3回地域の子育て関連団体等による「ネットワーク会議」を開催し、地域ぐるみで子育て支援を行う環境づくりをしている。	有			
			推進状況(目標値比)	100%							
						指標(%)	100	100			
施策4-(1)-②	幼児教育・保育の無償化	市内認可保育所などを利用する第2子以降の保育料を無償化するとともに、市内幼稚園、認可外保育施設を利用する世帯に対しても利用料の一部を無償化し、経済的な負担を軽減します。	認可保育所などに通う児童のうち、保育料無償化対象の児童に対する無償化の実施率	指標(%)	100	100	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和7年9月から、市内認可保育所等を利用する世帯について、第2子以降に限らず、第1子を含む全ての児童の保育料を無償化した。あわせて、市内幼稚園及び認定保育所、企業主導型保育所、認可外保育施設を利用する世帯についても、利用料を一定の上限額の範囲内で無償化し、保育施設等の種別にかかわらず、子育て世帯への支援の充実を図った。	無		保育料無償化制度については、令和7年9月から対象を拡充して実施しており、引き続き制度の円滑な運用と保護者への分かりやすい周知に努める必要がある。一方で、保育所、認定子ども園等における3歳以上の児童の給食費については、給食費が引き続き保護者負担となっていることから、保育料以外の経済的負担の軽減が課題となっている。給食費については、自治体の財政力によって支援内容や保護者負担に差が生じるおそれがあるため、主食費及び副食費を含めた保護者負担の軽減が図られるよう、国や東京都に対し、必要な財政支援及び制度化を求めていく。	
				推進状況(前年度比)	100%						
施策4-(2)-①	利用者支援事業 (子育てマネージャー)	子ども及びその保護者、または妊娠している方が、必要とする教育・保育サービスや地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てひろば(地域子育て支援拠点)に配置した子育てマネージャーが必要に応じ相談・助言等を行うとともに、情報の提供や関係機関との連絡調整等を実施するなど、利用者支援を図ります。また、各地域に子育てサービスなどのネットワークを形成し、必要とする方に各種の子育てサービスが十分周知されるよう、各地域の情報を集約し情報提供を行います。	配置箇所数	指標 (施設)	10	10	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和7年9月から、市内認可保育所等を利用する世帯について、第2子以降に限らず、第1子を含む全ての児童の保育料を無償化した。あわせて、市内幼稚園及び認定保育所、企業主導型保育所、認可外保育施設を利用する世帯についても、利用料を一定の上限額の範囲内で無償化し、保育施設等の種別にかかわらず、子育て世帯への支援の充実を図った。	無		子育てひろば(地域子育て支援拠点)機能の見直し移行に伴い、利用者支援事業も拠点機能を受け入れる幼稚園または認可保育所へ移行していかなければならない。利用者にとって不都合がないよう、移行先の幼稚園・認可保育園との連携を強化し、移行後も支援を行っていく。	
							子ども家庭センターでは「たまこ子育てひろば」と「パルテノン多摩子どもひろばOLIVE」の2か所の子育てひろば(地域子育て支援拠点)で専任の子育てマネージャーを配置し令和6年度から利用者支援事業を法人に委託して運営してきた。専任の子育てマネージャーが常駐し、子育てひろばの利用者が気軽に子育てに関する相談を受けたり、周辺地域の子育て支援情報を提供したり、幅広く効果的に子育て支援関連情報を提供するため、委託した法人による特色のある企画や工夫により、子育てひろば入り口に情報コーナーを設置して市内の児童館・保育園・幼稚園・幼稚園児の親子が気軽に相談出来るよう、引き続き子育てマネージャーのスキルアップに取り組んだ。相談の中でも特に多い「保育園・幼稚園入所」については、保護者向けに子ども若者政策課職員が直接説明する機会を設けるだけでなく、現場での利用者対応に活かすことが出来るよう子育てマネージャー向けのワークシートも実施した。				無
							出産後に児童館を利用してもらえよう妊婦向けの事業を実施するとともに、健康センターで実施している「パパママ学級」に出向いてPRを行った。乳幼児の保護者が日常的に利用する身近な場所で気軽に相談出来るよう、引き続き子育てマネージャーのスキルアップに取り組んだ。また、大谷戸公園に、令和6年度に実施した地域の小学校や特別支援学校、地域の方との意見交換会をもとに、令和7年度に実施した遊具を設置し、たれもか遊べるインクルーシブな広場を整備した。また、市内の子どもが広場に夢を託ってもらえるよう、広場に設置した案内板に、市内児童館、子ども・誰でも食堂、通所施設等から募集した子どものイラストを掲載した。				有
				推進状況(目標値比)	100%						
							指標(園)	0	6		
施策4-(3)-①	ひとり親家庭の生活全般(経済的支援含む)に関する相談支援	ひとり親家庭を対象に、経済的なこと、仕事のこと、住まいのことなど、幅広い課題に対して関係機関と連携するなどのソーシャルワークを行い、課題解決を図ります。	ひとり親家庭の生活全般(経済的支援含む)に関する相談対応件数	指標(件)	2127	事業の内容から目標を設定することがないため、設定を行わない	子ども・若者政策課	専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークにより、母子・父子等の自立支援を促した。	無		ひとり親となった方、その可能性がある方への相談事業や相談窓口の周知が必要である。引き続き、ひとり親となった方、その可能性がある方に対し、相談しやすい体制を構築していく
				推進状況(目標値比)	—						
施策4-(4)-①	公園の整備及び管理	公園利用者が、安全・安心で快適に利用することができるよう維持管理を行います。また、多摩市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新・改修を行います。	令和6(2024)年度以降、多摩市公園施設長寿命化計画(改定版)に基づき、近隣公園以上の大規模整備(更新)を行う公園数	指標(園)	0	6	令和7年度は大規模整備を行った公園はなかったが、多摩市公園施設長寿命化計画に基づき、施設の劣化や損傷の進行を未然に防ぐべく、計4公園での遊具の更新、計27公園の遊具の塗装、計10公園の吊具や機械部交換等を実施し、計画的な公園施設の修繕・補修を進めた。また、大谷戸公園に、令和6年度に実施した地域の小学校や特別支援学校、地域の方との意見交換会をもとに、令和7年度に実施した遊具を設置し、たれもか遊べるインクルーシブな広場を整備した。また、市内の子どもが広場に夢を託ってもらえるよう、広場に設置した案内板に、市内児童館、子ども・誰でも食堂、通所施設等から募集した子どものイラストを掲載した。	有		大谷戸公園のインクルーシブな広場整備を検討するにあたり、令和6年度に都立多摩緑の丘公園および近隣の障がい児支援に関する通所施設を対象にしたアンケートや、小学校での出前授業、地域の方とのワークショップ、意見交換会等を実施し、遊具等の整備内容を決定した。その決定内容をもとに、令和7年度に公園整備を行った。	
				推進状況(目標値比)	0%						